

# 令和3年度 保育料基準額表

保育料は、扶養義務者（父母など）の税額控除（調整控除を除く。）前の市民税課税額（納税通知書の納税額とは異なります。）で決定されます。

## ● 保育料の決定

月 別	算定基準となる税額	通知時期
4月分から8月分	前年度の市民税課税額	4月
9月分から3月分	本年度の市民税課税額	9月

### ①保育料を確認するための注意事項（共通）

（注1） 右表（表ア及び表イ）において「ひとり親世帯等」とは、母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯等をいいます。

### ②保育料を確認するための注意事項（1号認定）

（注2） 小学校3年生までの範囲（小学校就学前までの範囲は、教育・保育施設等を利用している児童のみ）において、最年長の子どもから順に1人目と数えます。

（注3） 表アの階層区分の所得割額77,100円以下の世帯は、前記にある（注2）の範囲を超えて、保護者と生計を一にする子どもを含めて、最年長の子どもから順に1人目と数えます。

### ③保育料を確認するための注意事項（2、3号認定）

（注4） 児童の年齢は、年度の初日の前日の満年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中の入園の場合においても、同様となります。

（注5） 小学校就学前までの範囲において、教育・保育施設等を利用している児童のうち、最年長の子どもから順に1人目と数えます。2、3号認定を受けた児童が1人目の場合は表イ上段の額、2人目の場合は表イ下段（ ）内の額、3人目以降は無料となります。

（注6） 表イの階層区分の所得割額77,101円未満（ひとり親世帯等以外の世帯は所得割額57,700円未満）の世帯は、前記にある（注5）の範囲を超えて、保護者と生計を一にする子どもを含めて、最年長の子どもから順に1人目と数えます。

（注7） 表イの階層区分において、所得割額169,000円未満の世帯であり、かつ、年度の初日の前日における満年齢が0歳から2歳までの子ども（年度の途中で満3歳に達する子どもを含む。）である場合は、前記（注5）の範囲を超えて、保護者と生計を一にする子どもを含めて、最年長の子どもから順に1人目と数え、さらに当該子どもが第2子以降である場合、保育料が**無料**となります。

## ◎1号認定に係る保育料（表ア）

1号認定の保育料		保育料の月額(円)	
階層区分			
A	生活保護世帯	0	
B	市民税非課税世帯 (所得割非課税含む)	0	
C1	所得割額 77,100 円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外世帯	0
C2	所得割額 77,101 円以上 98,400 円以下		0
			0
C3	所得割額 98,401 円以上 231,000 円以下		0
			0
C3	所得割額 231,001 円以上		0
			0

## ◎2、3号認定に係る保育料（表イ）

2、3号認定の保育料		保育料の月額(円) ※ ( ) は第2子の保育料				
		3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児		
階層区分		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯 (均等割のみの世帯含む)	0	0	0	0	
C1	所得割額 24,300 円未満	ひとり親世帯等	5,130 ( 0 )	5,030 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
		上記以外世帯	10,260 ( 3,420 )	10,060 ( 3,220 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C2	24,300 円以上 48,600 円未満	ひとり親世帯等	6,840 ( 0 )	6,740 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
		上記以外世帯	13,680 ( 4,560 )	13,480 ( 4,360 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C3	48,600 円以上 72,800 円未満	ひとり親世帯等	7,970 ( 0 )	7,770 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
		上記以外世帯	19,090 ( 6,360 )	18,690 ( 5,960 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C4	72,800 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000 ( 0 )	8,800 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
		上記以外世帯	24,600 ( 8,200 )	24,200 ( 7,800 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C5	77,101 円以上 97,000 円未満		24,600 ( 8,200 )	24,200 ( 7,800 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
			31,540 ( 10,510 )	30,940 ( 9,910 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C6	97,000 円以上 133,000 円未満		38,470 ( 12,820 )	37,870 ( 12,220 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
			46,170 ( 15,390 )	45,270 ( 14,490 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C7	133,000 円以上 169,000 円未満		53,480 ( 17,820 )	52,580 ( 16,920 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
			64,220 ( 21,400 )	63,020 ( 20,200 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C8	169,000 円以上 235,000 円未満		77,040 ( 25,680 )	75,440 ( 24,080 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
C9	235,000 円以上 301,000 円未満					
C10	301,000 円以上 397,000 円未満					
C10	397,000 円以上					